

年 月 日

八女市長

\_\_\_\_\_

申請者	住所	
	氏名	印
	電話番号	

### 補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したく八女市浄化槽整備事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設置場所	八女市 番地
浄化槽	( )人槽 メーカー( ) 形式( )
区分	1 新設 2 転換 ( 単独 ・ 汲み取り ) 既存設備撤去の有無 ( 有 ・ 無 )
送風機	メーカー( ) 形式( ) 風量( 1/hr)
交付申請額	金 円
所有者	1 本人 2 その他( )
住宅の用途	1 申請者居住住宅 2 借家 3 その他( m <sup>2</sup> )
建物の種類	1 一般住宅 (延べ面積 m <sup>2</sup> )
	2 店舗等併用住宅 (居住 m <sup>2</sup> 、その他 m <sup>2</sup> )
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
放流先	1 河川 2 池沼 3 その他( )
施工業者	氏名又は名称 _____
	Tel _____
	設備士名 _____ 印 _____
	県知事登録番号 _____ 県知事届出番号 _____

添付書類	①位置図(付近見取図) ②住宅平面図(配置配管図) ③浄化槽設置届出及び受理書の写し
	④工事請負契約書の写し ⑤誓約書 ⑥小型合併浄化槽機能保証登録書
	⑦浄化槽設備士免状又は終了書の写し ⑧浄化槽認定シート、登録証の写し、浄化槽管理(C)票(10人槽以下のみ)
	⑨同意書(様式第1号の2) ⑩委任状 ⑪工事内訳見積書の写し ⑫処分費及び配管設置工事費の内訳見積書の写し(既存設備撤去の場合に限る。) ⑬その他市長が必要と認める書類

※ 転換において、既存設備(単独処理浄化槽又は汲み取り便槽)を撤去する場合は、裏面も記入すること。

(裏)

## 交付申請額算定

- ※ 既存設備を撤去する場合のみ、既存設備の処分費用及び配管設置費用を補助金交付対象とする。
- ※ 契約額は工事請負契約書の金額と同額となること。

### 【単独処理浄化槽を撤去する場合のみ記入】

項目	浄化槽の設置に要する費用	単独処理浄化槽の処分に要する費用	単独処理浄化槽の配管設置工事に要する費用	合計
契約額	①	②	③	①+②+③
限度額	5～6人槽 698,000円 7～8人槽 821,000円 9～50人槽 1,022,000円	90,000円	300,000円	④ 5～6人槽 928,000円 7～8人槽 1,051,000円 9～50人槽 1,252,000円
交付額	A	B	C	A+B+C
備考	注1) 交付額B・Cは、それぞれ契約額と限度額を比較し、少ない方の額を交付額とする。(1,000円未満は切り捨てとする。) 注2) 交付額Aは、契約額と限度額と計算式(④-B-C)により算出された額の3つを比較し、いずれか少ない方の額を交付額とする。(1,000円未満は切り捨てとする。)			

### 【汲み取り便槽を撤去する場合のみ記入】

項目	浄化槽の設置に要する費用	汲み取り便槽の処分に要する費用	汲み取り便槽の配管設置工事に要する費用	合計
契約額	①	②	③	①+②+③
限度額	5～6人槽 698,000円 7～8人槽 821,000円 9～50人槽 1,022,000円	90,000円	140,000円	5～6人槽 928,000円 7～8人槽 1,051,000円 9～50人槽 1,252,000円
交付額	A	B	C	A+B+C
備考	注3) 交付額A・B・Cは、それぞれ契約額と限度額を比較し、少ない方の額を交付額とする。(1,000円未満は切り捨てとする。)			